



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

消防出初め式
(写真提供/厚木市)

新年のごあいさつ



公益社団法人 厚木法人会

会長 黄金井 康巳



令和2年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご心よりご祝詞を申し上げます。

昨年は、5月に「平成」から「令和」へと改元され、新しい時代の幕開けの年となりました。さて、経済情勢は依然として足踏み感が続き、個人消費の伸び率も力強さに欠ける展開が続くなどの報道がされており、私どもの企業を取り巻く環境は、先行き不透明な非常に厳しい経済環境でありました。また、働き方改革関連法の順次施行や消費税増率10%への引き上げ、軽減税率制度の導入、キャッシュレス決済によるポイント還元制度等、大きな変革期となりました。

また、異常気象や自然災害が相次ぎ、史上最強クラスと呼ばれた台風による突風や大雨による主要河川の氾濫、堤防の決壊など、地域によっては甚大な被害に見舞われました。一方、スポー

ツ界では、多くの日本代表選手が国際大会等で活躍され、昨年のラグビーW杯日本大会においては、史上初のベスト8進出を成し遂げるなど、明るい話題もありました。

私も法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与するとともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。税知識の普及や納税意識の高揚、税制改正に関する提言活動をはじめ、租税教育活動や地域への社会貢献活動を中心とした事業を展開していきます。同時に、異業種交流による情報交換を図りながら、会員相互の親睦・交流事業を実施し、魅力ある法人会を目指していきたいと考えております。会員の皆様方には、今後とも法人会活動に對しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年、東京オリンピック、パラリンピックが開催される記念の年です。日本をはじめ、世界各国の代表選手による素晴らしいパフォーマンスを今から楽しみにするとともに、実りの多い飛躍の一年になるよう、大きな期待と希望を持ってまいります。

本年が皆様並びに会員企業にとりまして、より良き年になりますようご祈念申し上げます、新年のあいさつといたします。

厚木税務署

署長 森 貞夫



令和2年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会の会員の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

黄金井会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会の活動におかれましては、著名人を招いて地域住民を対象に開催した「地域ふれあい講演会」をはじめとする様々な社会貢献活動のみならず、租税教室への講師派遣、「税を考える週間」の街頭広報や「絵はがきコンクール」の開催など、租税教育の充実にも大変熱心に取り組んでいただきました。さらに、税に関する各種研修会、説明会も数多く開催され、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に多大な貢献をしていただきました。

このような貴会の活動に對しまして、心から敬意を表しますとともに、本年も引き続き、地域に密着した魅力ある事業活動を展開されますことをご期待申し上げます。

さて、まもなく令和元年分の所得税確定申告の時期を迎えます。会員の皆様におかれましては、「マイナンバーカード方式」又は「ID・パスワード方式」による電子申告をご利用いただきますよう、またスマートフォン・タブレット端末を用いた電子申告もご利用いただけますので、是非従業員の皆様にもお勧めいただきますよう、お願い申し上げます。

また、昨年10月には消費税の引き上げに伴い、消費税の軽減税率制度が実施されました。

制度の実施に当たっては、貴会の皆様にご協力をいただき、多くの軽減税率説明会を開催することができ、これまで大きな混乱もなく、順調に推移しておりますことをお礼申し上げます。

税務署では、軽減税率制度に関して、引き続き申告に向けた実務的な内容の説明会を開催していく予定です。事前に日程等をお問い合わせの上、周りの方々をお誘いして、ご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会の益々のご発展、また、会員並びにご家族の皆様のご健康とご事業のご繁栄の年となりますよう、心から祈念いたします。新年のご挨拶とさせていただきます。



栄えある受彰 おめでとぅございませう

納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に 功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式

去る10月28日、東京・三田共用会議所において、令和元年度の国税庁長官納税表彰式が行われ、本会の小嶋前会長（現相談役）が国税庁長官表彰を受彰されました。また11月7日、KKRホテル東京において、東京国税局長納税表彰式が行われ、黄金井会長が東京国税局長表彰を受彰されました。

11月13日には、厚木商工会議所大会議室において、厚木税務署納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られました。なお、本会関係の

受彰者は左記のとおりです。

◎ 国税庁長官表彰受彰者（敬称略）

小嶋 完治（株）小島商店

◎ 東京国税局長表彰受彰者（敬称略）

黄金井 康巳 黄金井酒造（株）

◎ 厚木税務署長表彰受彰者（敬称略）

會田 國安（有）グッドネス

酒谷 伸幸（有）酒谷工務店

◎ 厚木税務署長感謝状受彰者（敬称略）

関原 敏文（株）セキトウエーブ

西 剛輝（株）東明サイエンス

■納税功労表彰式

11月1日、神奈川県庁大会議場において、神奈川県知事納税功労表彰式が行われ、また11月19日には、神奈川県厚木合同庁舎会議室において、厚木県税事務所長納税功労表彰式が行われました。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎ 神奈川県知事

納税功労表彰受彰者（敬称略）

黄金井 康巳 黄金井酒造（株）

神崎 進（有）神崎工務店

◎ 厚木県税事務所長

納税功労表彰受彰者（敬称略）

高畑 幸夫（有）高畑造園土木

▲厚木税務署納税表彰式（法人会関係受彰者）



第14回 地域ふれあい講演会を開催

10月24日、厚木市文化会館大ホールにおいて、本会主催の第14回地域ふれあい講演会を盛大に開催しました。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。

今回は、アパホテル（株）取締役社長の元谷芙美子（もとや ふみこ）氏を招き「私が社長です。」をテーマに開催し、約800名の観客を前に、笑いとユーモア溢れる話で大変好評でした。なお、同講演会は厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体ならびに受託保険会社から協賛をいただきました。



▲講師 元谷芙美子 氏



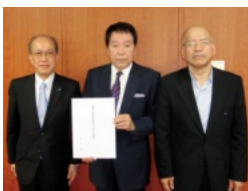
法人会の税制改正に関する

要望事項の実現に向け、提言書を提出

昨年10月3日に開催した法人会全国大会（三重大会）において披露された法人会の「令和2年度税制改正に関する提言事項」（11月号掲載）の実現に向け、上部団体の全国法人会総連合をはじめ、全国の県連及び各法人会は、政府・政党、地方自治体等に対して提言活動を実施しました。

本会においても、地元選出国會議員

の義家弘介衆議院議員、後藤祐一衆議院議員に提出するとともに、11月6日、黄金井会長と堀税制委員長は、厚木市、愛川町、清川村の各市町村長・議会議長を訪ね、提言書を手渡し、その実現に向けて協力を要請しました。



▲左から黄金井会長、小林市長、堀委員長

わが国の成長は

中小企業から



未来事業株式会社
代表取締役・経営学博士

● 吉岡 憲章

今年、子(ね)年。千支の中で一番目に数えられるねずみ年です。ねずみ年は、子孫繁栄、商売繁盛の年とも言われています。それに加えて、今年はいよいよ2020年東京オリンピックが開かれます。昨年とはまた違った賑やかで、活気のある年になるのではと思います。

中国珠海訪問で痛感したこと

昨年11月に、中国・珠海に行ってきました。

珠海は、香港から海上に渡された橋を2時間以上走ったところに位置する、中国の経済特区です。カジノで有名なマカオが、海を隔てて対岸に見えるという感じです。

その時に強く感じたこと

が、2つあります。

まず、昨年の6月頃から注目を浴びている香港問題です。日本でテレビを見ていると、大変だな、と思う反面、若者だけが騒いでいるのはとも思えます。

ところが、羽田から香港行きの飛行機の乗客は、シ

ート数の1、2割程度しか乗っていません。ガラガラで乗務員も手持無沙汰のような感じ(帰路も同様でした)。

東京から香港、そして珠海へのイミグレーションも、係員より客の方が圧倒的に少なく閑散としています。

これでは、観光立国である香港の先行きは真つ暗でしょう。全体主義と自由主義の争い、つまり、国の在り方や政治の本質的な問題に対する亀裂が浮き出ていると思います。

次に、中国の中小企業のエネルギーの凄さと、わが国の停滞ぶりです。

今回の珠海訪問は、大学時代からの旧友に会うことが目的でした。珠海で30年前から磁気ヘッドとFPC(フレキシ基板)を生産する工場を経営しています。この間、従業員1200人を有するまでに成長をしました。

ところが、為替高、人材難そして米中貿易競争の影

響を大きく受けて、この先成長を続けるために、どのようにするか大課題と戦っている最中です。

そこで、彼はこの現状に活路を得るために、3つの戦略を立てたのです。

①社内の生産性を向上するため、製造工程を自動化による生産で省人化を図る。

その自動機も装置メーカーから買うのではなく、自分たちで設計して組み立てる。これによって、2000人いたワーカーを現在の1200人に合理化できたが、さらに800人にまで削減するという計画です。

②自社で開発したこの自動機を外販する。これによって、自動機事業メーカー

としてのビジネスモデルを立ち上げます。

③為替高、人材難に対応するために、ベトナムに進出し、新しい工場を作る、という計画です。

中国もわが国と同様に、高齢化・少子化が顕著になりつつあるようです。この社長は、私よりかなり年上の83歳です。

これほどの高齢で、このような世の中の変化に対応するための戦略を練り、それをどんと実行に移すというバイタリティは、目を見張るものがあります。いくつになっても、将来に向かって挑戦し続けるこのパワーが、中国全体の成長につながっているのだと思います。

停滞を続けるわが国の産業

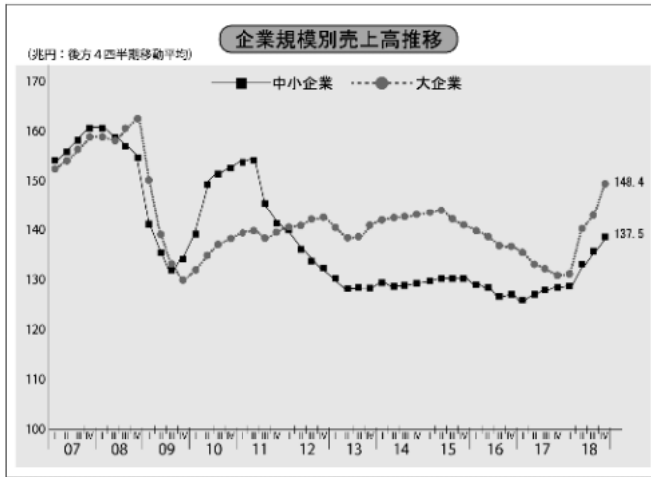
一方、わが国では、成長

することを諦めたような、よく言えば、悟ったような中小企業の経営者が多く見られるようになってきました

た。

これでは、わが国の中小企業の将来は、ますます停滞を続けてしまうのではな

いか、との懸念を抱きまし



た。
左図は「平成30年度の中
小企業の動向」(中小企業
白書)にて発表された、わ
が国の大企業と中小企業の
この12年間にわたる売上高
の推移を表したものです。
2007年における四半
期ごとの売上は、大企業も
中小企業も、150〜16
0兆円くらいで並んでいま
す。
2009年はリーマンシ
ョックの影響を大きく受け

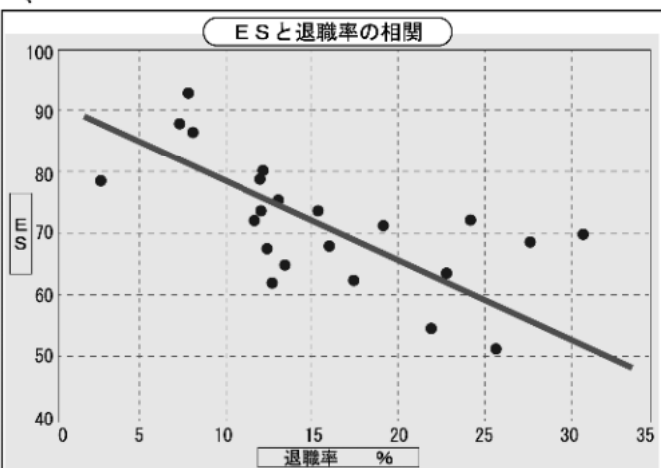
て、どちらも130兆円程
度に落ち込みました。
そして、注目すべきところ
は、その後10年近く経過
しても大企業、中小企業と
ここで改めて、「会社経
営の目的はなにか」という
ことを考えてみましょう。
私は、「会社を永続させ
ることにより経営理念を
現させること」が会社経営
の目的であると、
考えています。

何のために経営するのか

そのためには、「キ
ヤッシュフロアの
永続的な創出」を
通じて、企業価値
を向上させること
です。
そのために、次
の3戦略を欠かさ
ず行うことができます。
①会社の成長が
続くこと
②より収益を獲得
すること

も以前の売上げ規模に復活
できていないこと、そして、
中小企業は大企業に大きく
引き離されているというこ
とです。
……収益戦略
③人材がすべての基盤と
なる……人材戦略
そして、この三大戦略の
実行を通じて、経営理念や
経営ビジョンを実現するこ
とです。
前述の中国・珠海の社長
は、「自社の開発商品を全
世界に普及させる」ことを
願って、成長戦略・収益戦
略、そして人材戦略を明確
に打ち出し、実行していま
す。
成長戦略の柱となるのは、
ビジネスモデルの変革です。
市場は時とともに変化し
ています。これまで長いこ
と続けてきた事業が、この
先も安泰である保証は全く
ありません。
この先の顧客のニーズに

合うように変化をさせなけ
ればなりません。
収益戦略では、いかに生
産性を上げ、合理化するか
にかかっています。製造関
係ならば省人化対策が不可
欠です。人材戦略では、ま
ず経営方針を全社員が共有
することです。
そのためには、社長と幹
部および社員間のコミュニ
ケーションを徹底させるこ
とです。
社員たちが働く
意義や楽しさを求
め、甘やかしの環
境でなく、やりが
いを語れる環境を
作ることが会社の
成長につながりま
す。
そこで、「絆」
とかエンゲージメ
ントが重要となり
ます。エンゲージ
メントと退職率の
間に、下図のよう
な負の相関関係が
あります。



縦軸が軸がES (エンゲ
ージメントスコア)です。
ESが大きくなるにした
がって、退職率は確実に減
少していくことがわかりま
す。(慶応義塾大学ビジネ
ススクール資料)
中小企業の経営環境は、
ますます厳しさを増してお
りますが、わが国の将来を
担うのは、私たち中小企業
の経営者であるとの使命感
を持って、今年も一年間頑
張ってまいります。

横軸が退職率(%)、

税務署からのお知らせ

令和元年分の所得税等の確定申告について

■パソコンやスマホで作成できます！
自宅等のパソコンやスマートフォンから簡単にe-Tax（電子申告）ができます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方でも、事前に税務署で本人確認の上、「IDとパスワード」の発行を受ければ、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Tax送信することができます。

■QRコードを利用したコンビニ納付
国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」又はコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、納付情報を入力し「QRコード」を作成することで、納付書の取得のため、税務署に向くことなく、お近くのコンビニで納付することができます。

■申告及び納税の期間

◎所得税及び復興特別所得税

2月17日（月）～3月16日（月）

還付申告は2月14日（金）以前でも提出できます。

◎贈与税

2月3日（月）～3月16日（月）

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

1月6日（月）～3月31日（火）

■申告書作成会場の開設期間

2月17日（月）～3月16日（月）

土、日及び祝日を除きます。

ただし、2月24日（月）及び3月1日（日）は開場しません。

申告書作成会場では、所得税の申告は、「スマートフォン」による電子申告を推進しております。また、申告書作成の受付は午後4時までです。

【令和2年10月からの年末調整手続の電子化に向けた取組について】

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書（「給与所得者の保険料控除申告書」や「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をいいます。）に、従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「電子的控



除証明書等」といいます。）を添付して提出することが可能となります。

ただし、控除申告書を給与の支払者に電磁的に提出する場合には、これに伴い、年末調整手続において、従業員（給与所得者）が電子的控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、給与の支払者に対して電磁的に提出することを可能とする、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアを無償提供します（令和2年10月国税庁ホームページにて公開予定）。

また、従業員（給与所得者）から控除申告書をデータで提出を受けるためには、所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長からの承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったこととされます。

したがって、令和2年10月以降に提出を受ける控除申告書について電磁的方法により提出を受けるのであれば、令和2年8月までに申請書を提出していただくようお願いいたします。（詳しくは、国税庁ホームページ「令和元年分年末調整の手引き（源泉所得税関係）」（令和元年分年末調整の仕方）のP5～P6をご覧ください。）

問合せ先 厚木税務署
電話（221）3261（代表）

消費税 軽減税率制度の動画掲載について

YouTubeの「国税庁動画チャンネル」内に、消費税の軽減税率制度に関する動画を掲載しました。内容は、「よくわかる軽減税率制度」（全4回）及び「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」（全4回）となっています。

YouTubeですので、いつでもどこでも気軽にアクセスできるものとなっていますので、申告書作成の参考としてご覧ください。

（インターネットから「国税庁動画チャンネル」と検索していただき、「消費税 軽減税率制度特集」からご覧になれます。）



令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の
法定調書の提出について

提出期限は令和2年1月31日(金)です

○法定調書の提出範囲や作成方法については、「令和元年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。

○連続用紙を使用して電子計算機で出力した法定調書は、1枚ずつ切り離してご提出ください。

○給与支払報告書・特別徴収票は各市町村へご提出ください。

■法定調書の作成・提出はe・Tax・光ディスク等をご利用ください

法定調書は書面のほか、①e・Tax x又は②光ディスク等(CD・DVD等)により税務署へ提出することができます。是非ご利用ください。

※法定調書の種類ごとに、平成30年中に提出すべきであった法定調書の枚数が1000枚以上である法定調書については、令和2年中にその法定調書を提出する場合は、e・Tax又は光ディスク等で提出していただく必要(義務)があります。

①e・Taxによる提出

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく、大変便利です。なお、e・Taxを利用する場合には、事前の届出が必要です。詳しくは、e・Taxホームページ

をご覧ください。

②光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚のCD等で提出することができ、事務の省力化につながるなどのメリットがあります。

詳しくは国税庁ホームページの「税の情報・手続・用紙」～「申告手続・用紙」から「法定調書等の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
■法定調書にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。そのため、給与や報酬、不動産の賃料など一定の支払をする方がこれらの支払に関する法定調書を税務署へ提出する場合には、支払を受ける方からマイナンバー又は法人番号の提供を受ける必要があります。また、マイナンバーの提供を受ける際には、本人確認を行う必要があります。

※受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバー及び法人番号は記載しません。
※国税に関する社会保障・税番号(マイナンバー)制度の詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

「税を考える週間」協賛行事

国税庁の「税を考える週間」(11月11日～11月17日)協賛行事の一環として、各種活動を実施した。

▼街頭広報(イオン厚木店前)

11月8日、厚木税務署と関係協力団体は、イオン厚木店前において合同の街頭広報を実施した。当日は本会からも12名が参加協力し、税金クイズや税の標語の募集、税のパフレット等を配付した。また、同店3階の空中歩廊では、税に関する作品(小学生の絵はがきや中学生の作文、標語等)の優秀作品を展示した。



▲署長講演会

10月30日、厚木商工会議所において、厚木税務署管内の納税協力6団体共催による講演会を開催した。当日は38名が参加し、厚木税務署の森貞夫署長を講師に招き「デジタルエコノミーの進展と適正課税の確保に向けた最近の取組」をテーマに講演が行われ、好評を博した。

◀懸垂幕の設置

11月の1ヶ月間、当会区域内の神奈川県厚木合同庁舎、厚木市、愛川町、清川村の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置した。

▶神奈川県厚木合同庁舎



▲清川村役場



◀県法連青年部会の情報交換会
10月16日、ホテル横浜ガーデンにおいて、県法連青年部会主催の情報交換会が開催された。県下の法人会青年部会から184名が参加し、本会から8名が出席した。「つなぐ・18のネットワーク 聴こう・知ろう・創り出そう」をテーマに、会員増強や租税教育活動等のテーブルディスカッションを行い、大変好評だった。



▶青年部会の社会貢献活動
(少年少女球技大会を支援)
青年部会は、次世代を担う心豊かな青少年を育成することを目的とした「厚木市少年少女球技大会」に後援し、支援協力を行った。10月27日、及川球技場で開催された同大会において、当日の交通誘導係として11名が運営協力を行い、また参加した各チームへボールを寄贈した。



▼女性部会日帰り旅行会

女性部会は10月16日、15名が参加して群馬方面へ日帰りバス旅行会を開催した。誉国光の酒造見学をはじめ、花寺・吉祥寺の拝観、悠湯里庵での昼食や原田農園での買物を楽しみ、親睦を深めた。



◀愛川支部研修会

愛川支部は11月5日、愛甲商工会館において、税理士の大河原毅氏を講師に招き「会社に活用できる節税研修」をテーマに研修会を行った。



▶源泉部会定例研修会
源泉部会は11月5日、厚木アーバンホテル会議室において、定例研修会を開催した。厚木税務署及び厚木市役所の担当者を講師に招き「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」について研修し、当日は27名が参加した。



▲年末調整説明会
(厚木市文化会館)



▲年末調整説明会
(愛川町文化会館)

▼全国青年の集い(大分大会)

11月8日、iichiko総合文化センターにおいて、全法連主催の全国青年の集い(大分大会)が開催され、全国から約2,500名の青年部会員が集まった。同大会では、全国から選抜された青年部会の租税教育活動プレゼンテーションや部会長サミット、大会式典が行われ、青年らしい活気溢れる大会となった。また記念講演として、ファッションモデルのアンミカ氏を招き「ポジティブ志向、健康な心と体で未来を動かす」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



源泉部会が租税教育向けの下じきを寄贈
(租税教室で小学6年生に配付)

源泉部会は、厚木愛甲地区(全31校)の小学6年生を対象にした租税教室の開催にあわせ、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方等が記載された租税教育向けの下じき(約2,800枚)を児童に配付していただくよう各小学校へ寄贈した。





▲厚木支部第1支部日帰り旅行会

厚木第1支部は11月20日、29名が参加して栃木・日光方面へ日帰りバス旅行会を開催した。日光東照宮の特別祈禱をはじめ、酒蔵見学等を楽しみ、参加者相互の交流を深めた。



▲睦合支部日帰り旅行会

睦合支部は11月24日、44名が参加して東京方面へ日帰りバス旅行会を開催した。築地場外市場や柴又帝釈天参道の散策、また寅さん記念館、江戸東京博物館の見学等を楽しみ、参加者相互の親睦を深めた。



◀厚木西部支部研修会
厚木西部支部は11月7日、JAあつぎ小鮎支所会議室において、終活カウンセラー上級の高橋良彦氏を招き「今をより良く生きる『終活』とは」をテーマに研修会を開催し、22名が参加した。

▶玉川支部研修会
玉川支部は11月14日、玉川公民館において、Aオー七沢リハビリテーション病院リハビリ部の方々を講師に招き、健康体操教室「悩んでませんか？あなたのカラダ」をテーマに研修した。当日は53名が参加し、大変好評だった。



▼女性部会・青年部会が小学6年生対象の租税教室開催を支援

女性部会と青年部会は、12月から1月にかけて厚木税務署と協力し、小学校の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さなどの意識啓発を行った。



(厚木愛甲地区の15校・35授業数を担当し、1,142名の児童が参加)

チャリティーパーティーへの協賛企業ご紹介

多くの皆様にご協賛いただきまして、誠にありがとうございました。

景品寄贈者名簿 (順不同)

厚木法人会 正副会長会 様	レンブラントホテル厚木 様
(有)望月商店 様	A I G 損害保険(株) 様
黄金井酒造(株) 様	アフラック生命保険(株) 様
NPO法人ミライのとびら フライクラフピッツ 様	(有)小原レッカー 様
大同生命保険(株) 様	(有)神崎工務店 様
(株)東明サイエンス 様	(有)エヌケイハウジング 様
(株)ノーマ 様	(有)小松管工 様
税理士法人 あいかわ 様	(有)高畑造園土木 様
(有)計算センター愛川 様	(株)サンブレイン 様
(有)神奈川ハウジング 様	(株)小島商店 様
(有)飯山倉庫 様	(株)SunBrain 様
(有)難波商事 様	(株)七沢荘 様
(株)野間工業 様	宮ヶ瀬水の郷イベント実行委員会 様
(株)清川建設 様	(株)アールアサオカ 様
(株)厚木生花 様	(株)小林リビング 様
(有)大橋硝子建材 様	(有)双栄建設 様
(有)マルモ米穀 様	合資会社 堀林造商店 様
(有)一四一 様	高松山ゴルフクラブ 様

▼チャリティーパーティー

12月4日、レンブラントホテル厚木において201名が参加し、盛大にチャリティーパーティーを開催した。当日はBRGのみなさんによる演奏が華やかに行われ、大変好評だった。また、お楽しみの抽選



会では、当選番号を読み上げるたびに会場は大きな歓声に包まれた。パーティー会場で実施した募金活動では、総額393,000円のチャリティー金が集まり、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。



▲BRGのみなさんによる演奏



▶お楽しみ抽選会

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

納税証明書の請求は「e-Tax」を使ったオンライン請求で！

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、納税証明書のオンライン請求が可能です。納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、税務署窓口で受け取る場合、電子証明書やICカードリーダーが不要です。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。
1 税目 1 年度 1 枚 370円 (通常 400円)
- ② 窓口での待ち時間が短縮できます。(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)



新入会員紹介

期間 [令和元年10月~令和元年11月]

地区・支部名	会 員 名
寿 町	オフィスいとう
寿 町	ナックホーム 株式会社
厚 木 南	株式会社 えん
下 荻 野	株式会社 相厚エステート
睦 合 南	アイティオフィス
依 知 南	サンクトガーレン 有限会社
戸 田	株式会社 すまいるライブ
愛 川 第 2	株式会社 IZUMIYA

※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月15日までに手続きされた方は、令和2年度分(令和2年4月~令和3年3月)の会費から自動引き落としが出来ます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで
電話 046-221-1055

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

税金クイズその他各種の
お申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-netor.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

税に関する 絵はがきコンクール

令和元年度
入賞作品

女性部会では、租税教育活動の一環として、管内（厚木市・愛川町・清川村）の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。（応募総数 小学校5校から38作品）

発行所／公益社団法人 厚木法人会 〒243・0017 厚木市栄町1丁目16番15号 電話046(221)1055 FAX046(222)3808



賞
厚木法人会長賞
北小6年生
相葉舞衣さん



賞
厚木税務署長賞
高峰小6年生
甲谷響義さん



賞
女性部会長賞
高峰小6年生
宮谷光美さん



賞
優秀賞
高峰小6年生
馬場明育さん



賞
佳作
高峰小6年生
蘇武彩夏さん



賞
佳作
高峰小6年生
阿部智香さん



賞
佳作
森の里小6年生 飯田真子さん



法人会キャラクター「けんた」

事業主の皆様へ

御社の事業発展をお手伝いします

～ 当センターへの入会について、ご検討くださるようお願いいたします ～

人手不足の雇用情勢の中で、福利厚生面での充実は、従業員募集において**人材が御社を選択する重要な要素の一つ**となるはずで

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターは、余暇活動事業を始め、人間ドックなど健康の維持増進や各種セミナーなどのスキルアップ、生活安定資金の融資など総合的な福利厚生事業を実施しており、**大企業並みの福利厚生面でのサービスを受けることができます。**

会費は、会員1人当たり月600円、事業所の負担は2分の1（300円）以上となっており、**事業所負担分は税法上「損金」又は「必要経費」として処理できますので、節税対策としても有効です。**

愛称



公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
(ハートピア事務局)

〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階

URL <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp/>

e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp

TEL 046-206-4151

FAX 046-206-4611

